

岩手県教職員組合
盛岡市大通1丁目1-16 電話 (019) 623-3305
iwakyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.iwakyoso.gr.jp
発行人 佐藤淳一 責任者 倉本祐太郎
印刷 旬社陵プリント社

号 外
職場討議資料
学校あるある⑤ 学校の中の隠れたカリキュラム
～男女別名簿について考えよう～

岩手県内の学校で導入が進む！

性別でわけない名簿使用状況

小学校 70.2% 中学校 50.3% 県立高校 98.7% (2019年7月時点)

2018年度小学校 39%

2018年度中学校 21.3%

半数が導入！

2018年度県立高校 81.3%

今年度から、性別でわけない名簿（男女混合名簿）を導入する学校が増えました。県教委は県男女共同参画調整委員から2度にわたって、名簿の導入促進勧告を受けており、その勧告を重く受け止め、2022年度までに、県内全ての学校で名簿の導入を進めるとしました。また、県教委は、「男女混合名簿 使用状況と新規使用校実践例」をまとめ、各学校に配付しています。その報告の検討過程での主な議論として、以下のような意見がありました。

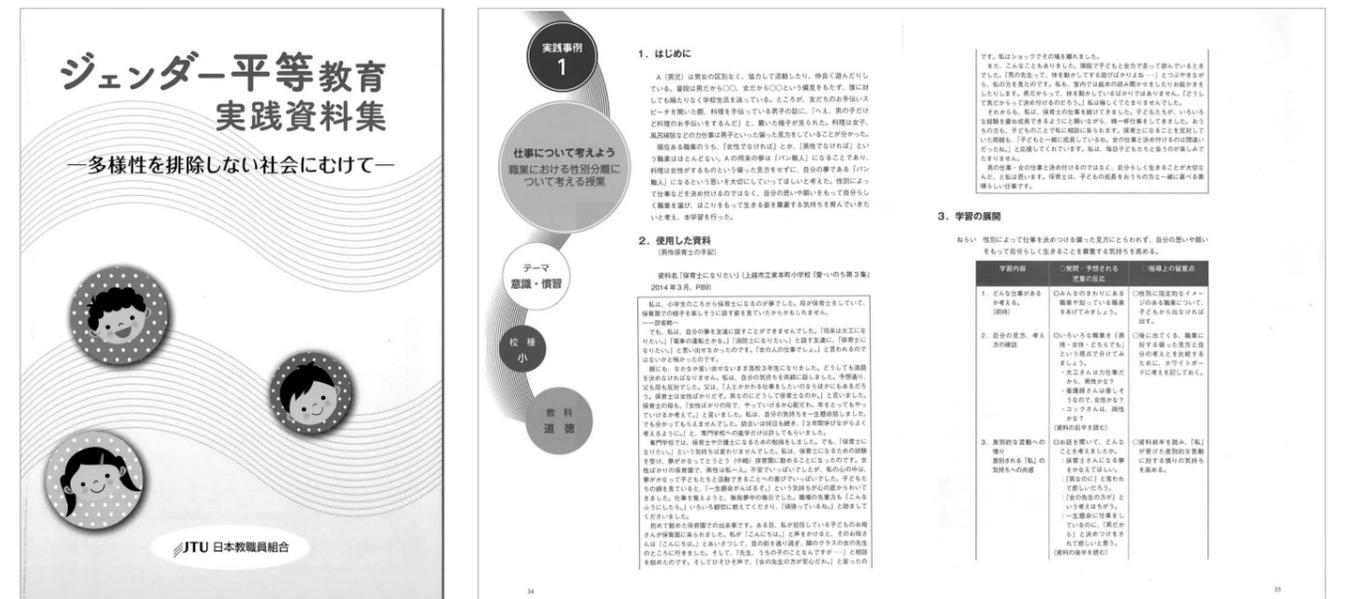
- 男女に分けることは、差別につながっている。男女共同参画の視点で、男女混合名簿を導入すべきである。健康診断等で男女別名簿が必要な時には、パソコンで男女にすぐに分けることができる。
- 男女別で教育活動を行っていたことを少しずつ見直した。名簿だけが男女混合にならないように、すべての教育活動について、男女共同参画の視点で確認してきた。
- 人権教育の視点から導入したほうがよい。
(県教委 令和元年度 男女混合名簿使用状況と新規使用校実践例より)

これまで、岩教組は女性部学習会や男女平等推進委員会を中心としながら、『性別でわけない名簿』の導入の意義や子どもの人権を尊重すること、多様性を受け入れられる社会をつくることの大切さについて学習を積んできました。入学式や卒業式（名簿、台帳）のみ「性別で分けない名簿」を使用し、授業や学級活動等、普段子どもたちが接する名簿は男女別としている学校もあると聞きます。毎日繰り返し使用されることで、性別に関する思いこみや偏見を無意識に伝えるメッセージとなって、子どもたちの個性や多様な可能性の芽を摘んでしまうことにもなります。これからも、『性別で分けない名簿』をなぜ導入するのか、その意義を教育に関わる全ての人々が理解することが大切です。

10年ぶりに発刊されました！

ジェンダー平等教育実践資料集 ～多様性を排除しない社会にむけて～

性別でわけない名簿だけではなく、教職員のみなさんと最新の情勢を共有し、その上で現場の実践に積極的に活用するという趣旨のもと日教組が作成した資料集です。各分会に1冊ずつ配付しています。



授業ですぐに使える実践事例がたくさん掲載!!

5 ジェンダー平等を
実現しよう 

は、「子どもの権利条約」の実現と 「持続可能な開発目標」の達成にもつながる

2015年国連で採択され、17の目標と169の具体的目標から構成されている「持続可能な開発目標 (=SDGs)」は「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」を掲げています。このSDGsは「子どもの権利条約」とも深く関係しています。子どもの権利を実現しようとするのが、SDGsの達成につながり、SDGsを達成しようとするのが「子どもの権利条約」の実現にもつながります。

国際社会共通の目標「SDGs (エスディージーズ)」

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

生きている権利   育つ権利  守られる権利  参加する権利

SDGs + 子どもの権利条約

JTU 日本教職員組合

2月15日～16日に開催された青年部教研の全体会では、「子どもの権利条約」からみた学校の現状をグループで交流する時間を持ちました。

あるグループの感想!

「男だったら、泣くな!」と男子に言うことがある。男だって泣きたいときもあるし、泣いたっていい。子どもたちへの声かけを性別により変えていることに気付いた。

=2020年度は岩教組第3次女性参画推進行動計画の最終年= ~第3次計画推進 2016年度から2020年度まで~

1. 決議機関・執行機関・機関会議等への女性参画率**50%**をめざします。
 - (1) 本部・支部定期大会、中央委員会、幹事会への女性参画率**50%**をめざします。
 - ①議長への女性参画を進めます。
 - ②議事運営委員等におけるクォータ制(*1)を導入し女性参画を進めます。
 - ③女性参画率を発表します。

(*1) 男女機会均等のため、各種会議・委員会等に、一定の女性枠を設けること
 - (2) 本部中央執行委員会、支部執行委員会への女性参画率**50%**をめざします。支部専従役員への女性参画の向上に取り組みます。
 - (3) 専門部及び各種委員会への女性参画率50%をめざします。
2. 女性が参画しやすい組合活動にするために、以下のことに取り組みます。
 - (1) 組合員の意識改革をはかります。
 - ①本部・支部定期大会において、男女平等・女性参画推進の方針を確認します。
 - ②「岩教組第3次女性参画推進行動計画」について、組合員への周知徹底を図ります。
 - ③本部は職場討議資料を作成します。
 - ④本部・支部において学習会を開催します。
 - ・支部では、本部学習会・教研の還流、職場討議資料の読み合わせ、支部独自学習会を行います。
 - ⑤女性参画率の単年度調査を行い、結果を発表します。
 - (2) 環境整備をはかります。
 - ①会議等の終了時間を明示するとともに、開始終了時間を厳守します。
 - ②会議時間短縮のための工夫をします。
 - ③会議等へ子どもと一緒に出席・参加できるよう保育環境を拡充します。
 - ④育児休業等の組合員に対し組合情報を伝えます。
 - ⑤女性参画を進めている取り組み事例を紹介します。

岩教組男女平等推進委員会総括より

- ◎ 各支部定期大会の女性参画率は、第2次計画よりも前進!
- ◎ 議長への女性参画も進んでいる支部が増加!